

学校における手話言語等推進研修

本研修会の資料は、千葉県教育委員会
(特別支援教育課)のホームページに、
カラー版にて掲載してあります。
校内研修等に、どうぞ、ご活用ください。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/index.html>

千葉県教育委員会

障害者差別解消法

- ・ 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体・・・法的義務
民間事業者・・・・・・・・法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

(障害者から意思表示があった場合)

国・地方公共団体・・・法的義務
民間事業者・・・・・・・・努力義務

- 公布日：平成25年6月26日
- 施行日：平成28年4月1日

障害のある人もない人も共に 暮らしやすい千葉県づくり条例

平成19年7月1日施行

○障害のある人への情報提供等における不利益な取り扱いの禁止や合理的な配慮に基づく措置について定める

⇒障害のある者に対する理解を広げ、差別のない、誰もが暮らしやすい地域社会を目指す

千葉県手話言語等の普及の促進 に関する条例

平成28年6月28日施行

聴覚に障害のある方の意思疎通の
ために使われる、手話等(手話、筆談
等)を普及するための条例

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

基本理念

- 聴覚障害者の特性に応じた**意思疎通等のため**の**手段の確保**は、全ての人が相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことを基本に行われなければならない
- **手話は、文化的所産**であり、ろう者が日常又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、その**普及促進を図らなければならない**

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

目的

手話が言語であることの明確な認識の下、手話等の普及の促進について、**基本理念**を定め、**県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにし、県の施策を推進するための基本的事項を定める**ことにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

県の主な施策

- 1 手話等を学習する機会の確保等
- 2 手話等を用いた情報発信等
- 3 手話通訳者・要約筆記者等の
派遣体制の整備
- 4 学校における
手話等の普及



千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

学校における手話等の普及

第十二条

- 3 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努めるものとする
- 4 学校の設置者は、手話等に関する児童及び生徒の理解の促進に努めるものとする

「手話等」とは

聴覚障害者が日常生活または社会生活を営む上で使用する意思疎通のためのすべての手段

- 手話
- 要約筆記
- 筆談
- 指文字 など



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

聴覚障害者の特性と配慮①

- ①声をかけられたのに、気づかないことを 無視したと誤解されることもある
- ②音声で伝えられない場合には、自らの意思を伝えるために **音声以外の方法**を使う必要がある
- ③文字や図などで情報を提供することで、**視覚から情報**が得られる

聴覚障害者の特性と配慮②

- ④音声での会話(読話・口話)以外に、手話、要約筆記、筆談、など、人によって使用する方法は様々である
- ⑤補聴器や人工内耳を装用していても健聴者と同じように聞こえるわけではないので、内容が伝わっているか確認するよう配慮する

聴覚障害者の特性と配慮③

⑥読話が必要な人には、口の形が見やすい距離を確保する

⑦補聴器を装用している人と話す時には、大きな声で話す必要はないが、1メートル以上離れると音を拾いにくくなるので、適切な距離で話すようにする

意思疎通等のための手段①

①手話

- ・手指の動きや表情などを
使って概念や意思を表現する方法
- ・音声言語とは異なる文法体系を持つ



②指文字

- ・五十音の文字一つを一つの手の形で表わす方法。手話で表現できない場合等に使う

意思疎通等のための手段②

③ 要約筆記

- ・話の内容を要約し、文字として聴覚障害のある人に伝える方法
- ・手書き要約筆記とパソコン要約筆記があり、聴覚障害等の条件により、スクリーンに映す全体投影方式、又はノートテイク方式で行う

④ 筆談

- ・筆談具(筆記用具、筆談ボードなど)を利用して、互いに文字を書いてコミュニケーションを行う方法



意思疎通等のための手段③

⑤ 読話・口話

- ・読話は、話し手の唇の動きや表情から話の内容を読み取る方法
- ・口話は、読話によって話を理解し、自らも発話を用いて意思伝達する方法

※キョードスピーチ

- ・読話の補助をするために、子音を手指のサインで、母音を口形で表す方法



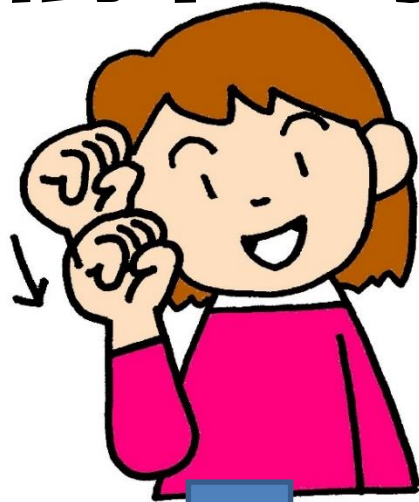
簡単な手話

手話を使うときの、重要ポイント

- 1 手話は相手から見えるところで、はっきり伝えよう！
- 2 表情を大切にしよう！
- 3 声もいっしょに出そう！
- 4 手話は表現が一つではないことを認識しよう！

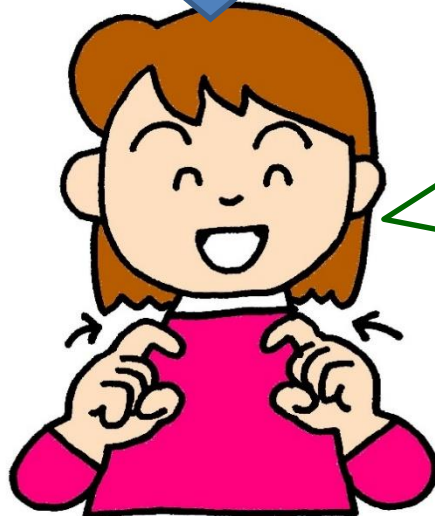
簡単な手話 ①

①朝のあいさつ



【朝】枕をおろすイメージ。利き手側のこめかみに、握りこぶしを当てて、その手を胸の前におろすことで、「朝」という単語になります。

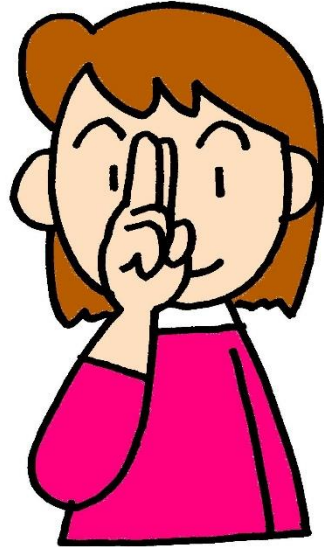
「おはよう」



【あいさつ】胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

簡単な手話 ②

② 昼の あいさつ



【昼】顔の中央に、人さし指と中指をそろえて伸ばした利き手を立てることで、時計の「正午」を表します。

「こんにちは」



【あいさつ】胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

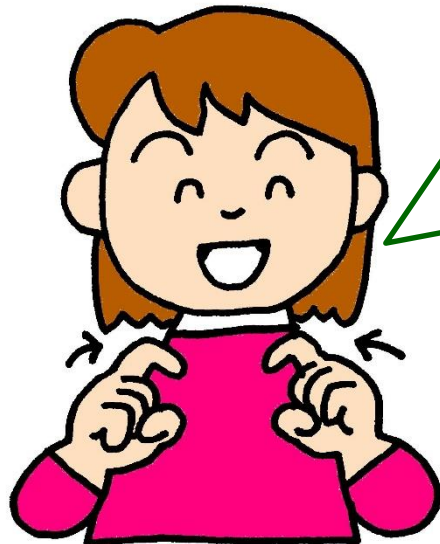
簡単な手話 ③

③夜のあいさつ



【夜】肩の前に、5本の指を開いた両手(手のひら側を相手に向ける)を構え、胸の前で両手を交差させます。陽が落ちるイメージ。

「こんばんは」



【あいさつ】胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

簡単な手話 ④

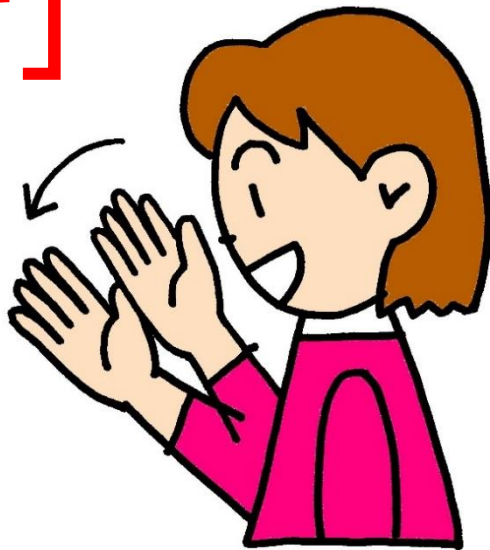
④

「よろしく
お願い
します」



【良い】

鼻の前に、利き手の握りこぶしを構え、前方に出します。



【お願い】

顔の前に利き手のひらを垂直に立てて、前方にたおします。

簡単な手話 ⑤

⑤

「すみません」
「ごめん
なさい」



【迷惑】

利き手の人差し指と親指で、眉間のあたりをつまむようなまねをしめる。



【お願い】

顔の前に利き手のひらを垂直に立てて、前方にたおします。

簡単な手話 ⑥

⑥「ありがとう」



利き手と逆の手のひらを下向きにして、その腕を横にたおす。5本の指を伸ばした利き手を、逆の手の甲にのせます。

利き手を上に上げます。

簡単な手話

⑦

⑦

「はじめます」



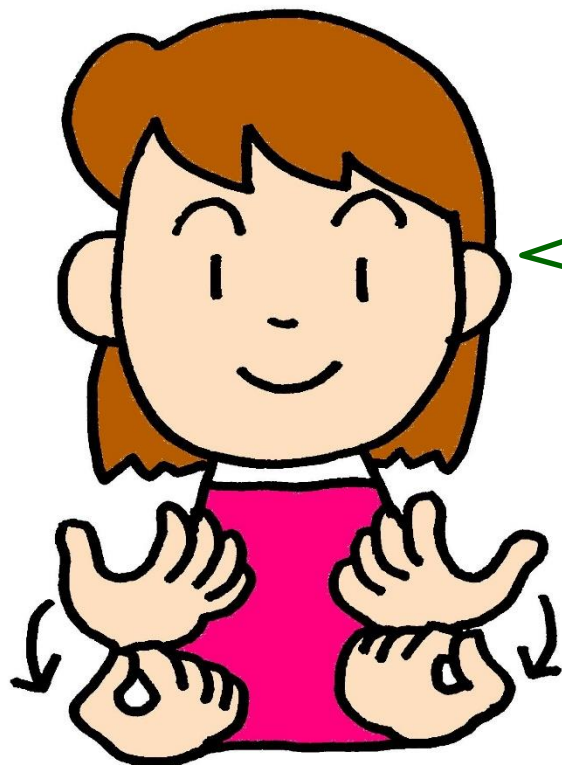
両手を胸の前で親指をつけて構えます。観音開きのドアが閉まっている様子を表します。

構えた両手を左右に開きます。ドアが開く様子で、「開く」「開始する」を表します。

簡単な手話 ⑧

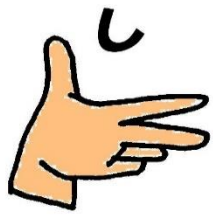
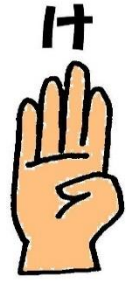
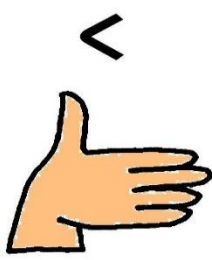
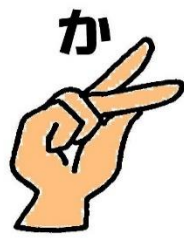
⑧

「おわります」

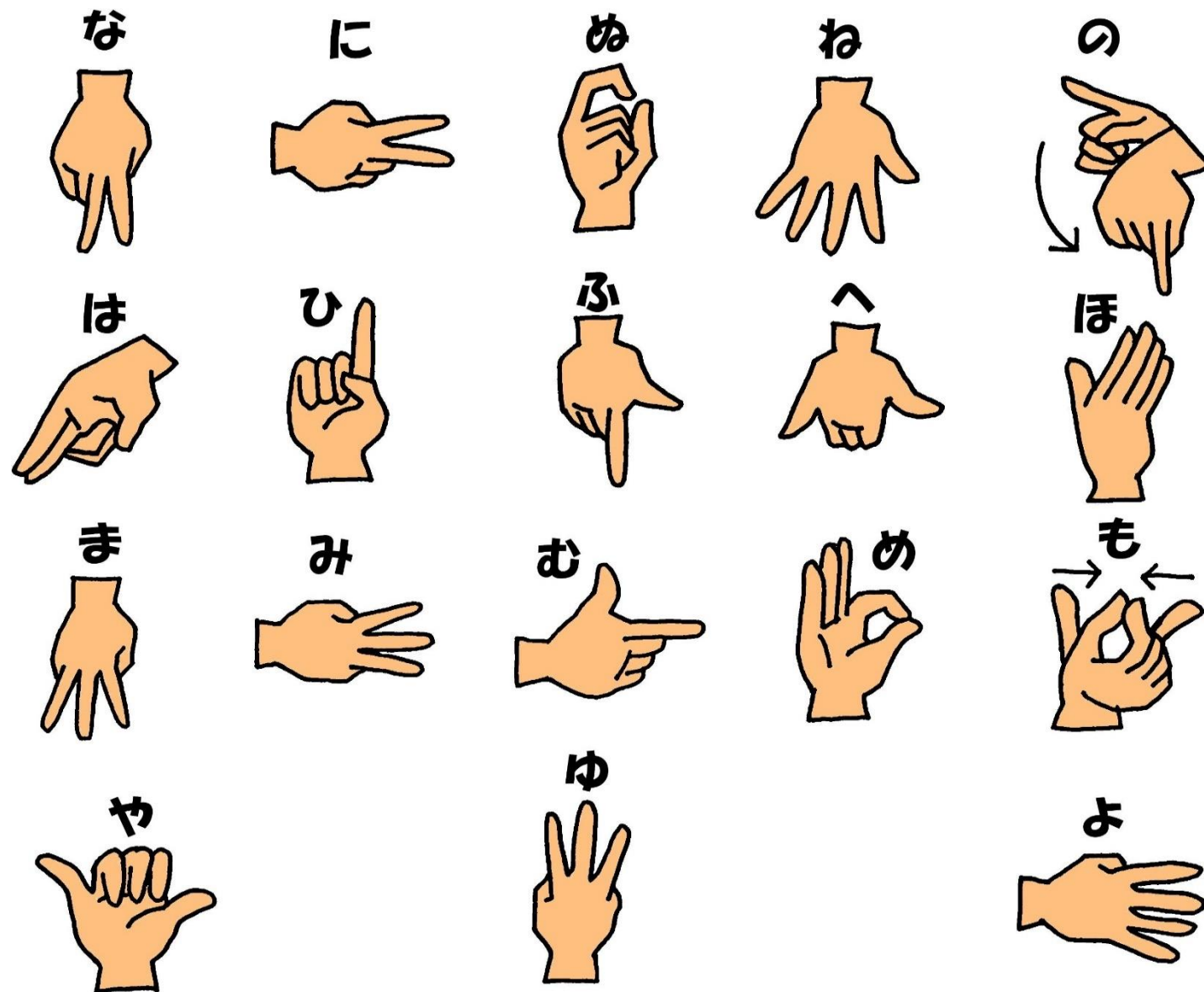


両手のひらを上に向け
少し曲げます。
両手をすぼめながら、
下におろします。

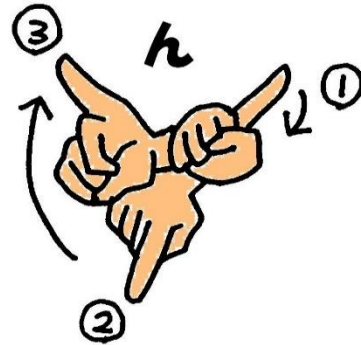
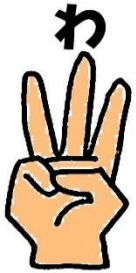
指文字を覚えよう(あ行～た行)



指文字を覚えよう(な行～や行)



指文字を覚えよう(ら行・わ行・ん)



数字の指文字



0



1



2



3



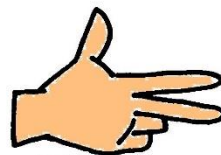
4



5



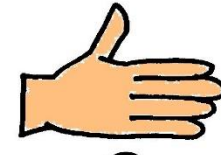
6



7



8



9



10

【参考資料・文献】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）内閣府
- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）
- 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成二十八年六月）
- ゼロからわかる 手話入門（主婦の友社）
谷 千春 監修